

東京都の自動車のナンバー

東京運輸支局

品川
ナンバー

品川区、千代田区、中央区、港区、目黒区、大田区、渋谷区、各島しょ部

世田谷
ナンバー

世田谷区
※ご当地図柄入りナンバーあり

足立自動車検査登録事務所

足立
ナンバー

足立区、台東区、墨田区、荒川区、江戸川区

江東
ナンバー

江東区
※ご当地図柄入りナンバーあり

葛飾
ナンバー

葛飾区
※ご当地図柄入りナンバーあり

練馬自動車検査登録事務所

練馬
ナンバー

練馬区、新宿区、文京区、中野区、豊島区、北区

杉並
ナンバー

杉並区
※ご当地図柄入りナンバーあり

板橋
ナンバー

板橋区
※ご当地図柄入りナンバーあり

多摩自動車検査登録事務所

多摩
ナンバー

多摩市、立川市、武蔵野市、三鷹市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、東村山市、国分寺市、国立市、拍江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、稲城市、西東京市

八王子自動車検査登録事務所

八王子
ナンバー

八王子市、青梅市、日野市、福生市、羽村市、あきる野市、西多摩郡

東京都行政書士会は
管轄違いのナンバーを
無くす運動を推進しています。



行政書士は、官公署に提出する書類、権利義務・事実証明に関する書類を作成する専門家です。

あなたの街の法律家

 **東京都行政書士会**

〒153-0042 東京都目黒区青葉台3-1-6
TEL : 03-3477-2881 / FAX: 03-3463-0669
<http://www.tokyo-gyosei.or.jp/index.html>



【東京都23区内の車庫証明・登録・出張封印】

管轄違いの ナンバーを 無くそう



変更手続

ナンバー変更に関する書類の作成は行政手続きの専門家（行政書士）にご相談下さい。

あなたの街の法律家

 **東京都行政書士会**

●ご本人がお手続きする場合…



管轄違いのナンバーとは

引越しなどによって住民票を移したことで、ナンバー管轄が変更となり、本来ナンバーを変更する必要があるにもかかわらず、ナンバーを変更せずに従前のナンバーのままでいる状態をいいます。

例

横浜市から目黒区に引っ越しをしたのに、「横浜」ナンバーのままである。

参考 道路運送車両法第12条(変更登録)

自動車の所有者は、登録されている型式、車台番号、原動機の型式、所有者の氏名若しくは名称若しくは住所又は使用の本拠の位置に変更があったときは、その事由があった日から十五日以内に、国土交通大臣の行う変更登録の申請をしなければならない。



種別割(旧自動車税)について

自動車を所有している人に課される税金で、毎年4月1日現在の所有者の住所地の都道府県が納税通知書を発行します。(変更を怠ると前の住所に通知が行ってしまいます。)種別割(旧自動車税)は都道府県税ですので、各都道府県に申告・納税します。

自動車の所有に対して課税される財産税の一種ですが、道路を利用することに対して、その整備費などを負担してもらうという性格を持っていますので、車を使用している都道府県へ納めなくてはなりません。



必要な手続き

管轄違いのナンバーを変更するには以下の手続きが必要です。



車庫証明(自動車保管場所証明書)

新しい住所(厳密には保管場所)を管轄する警察署において、車庫証明(自動車保管場所証明書)を取得します。申請と交付で2回行くことになります。

費用

申請手数料 2,100円(警察手数料)
標章交付手数料 500円(警察手数料)



車両変更登録

申請に必要な書類

- 申請書OCR 様式1 (運輸支局・車検場で入手可能)
- 手数料納付書(運輸支局・車検場で入手可能)
- 車検証原本
- 住民票等(車検証の住所が確認できること)
- 自動車保管場所証明書(警察署で発行)
- 委任状(代理人が行う場合)

費用

自動車登録印紙代 350円(住所変更)
ナンバー代金 1,450円～

新ナンバーを
ご自宅車庫まで
お持ちします。



行政書士にご相談ください

手続きを代行できる資格

車両の手続きに関する官公署へ提出する書類の作成を代行できるのは、**行政書士**だけです。

参考 行政書士法 第1条の2(業務)

行政書士は、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類その他権利義務又は事実証明に関する書類(実地調査に基づく図面類を含む。)を作成することを業とする。

ナンバー
交換



ご自宅でナンバー変更 ができます。

車両を自動車登録事務所へ持ち込むことなく、ご依頼人の車庫等で新しいナンバーを取り付けることができます。(出張封印※)
ナンバーの取付作業は、ご依頼人の都合により、平日夜間もしくは土・日・祝日に行うこともできますので、ご依頼人の負担が大幅に軽減されます。
※出張封印は、国から委託を受けた行政書士会の行政書士が行うことができる制度です。

建設業許可 在留資格・VISA 通商・相続 運送業・自動車登録 知的財産権・知的財産

行政書士とは 官公署の窓口 専門職代行サービスの提供 無料相談会 お問い合わせ トピックス

東京都行政書士会市民相談センター
無料電話相談
03-5489-2411
(月・火・水・木・金 9時～18時 土日祝祭日休)

登録番号 03-5489-2411

定款書・規程書について知りたいか！
定款書・規程書作成サービス(定款書・規程書作成)

丁種郵便の取扱い
本会、各都道府県で実施する郵便物の取扱い

▼東京都行政書士会の
サイトはこちら



こちらから対応
可能な行政書士を
お探し頂けます！